

神奈川DMA T 運営要綱

平成18年 8月21日制定

平成23年 3月16日改正

令和 2年 3月24日改正

令和 4年10月13日改正

(目的)

第1条 この要綱は、神奈川県内外で地震、台風等の自然災害、航空機・列車事故等の大規模な事故その他多数の患者の搬送調整が必要となる事態（以下「災害」という。）が発生した場合や、新興感染症のまん延時に、地域において必要な医療提供体制を支援し、傷病者の生命を守るための専門的な訓練を受けた災害派遣医療チーム（DMA T, Disaster Medical Assistance Team）（以下「DMA T」という。）である神奈川DMA Tを派遣する際の編成及び運営等に関し必要な事項を定める。

(活動対象)

第2条 神奈川DMA Tは、次の各号に掲げる事態を活動対象とする。

- (1) 主として神奈川県内の災害に際して、外傷救急等の処置に係る人的・物的資源等が不足する場合。
- (2) 災害に際して、被災地外のDMA Tが連携して、合同で広域医療搬送等被災地への医療支援を実施する場合。
- (3) 主として神奈川県内で新興感染症に係る患者が増加し、通常の医療提供体制の機能維持が困難、又はその状況が見込まれる場合
- (4) 他都道府県で新興感染症に係る患者が増加し、当該都道府県等からの要請を受けて医療支援を実施する場合

(活動内容)

第3条 神奈川DMA Tは、消防機関等と連携し、次の各号に掲げる活動を行うものとする。

- (1) DMA T調整本部等での指揮、調整、支援（本部活動）
- (2) 災害現場でのトリアージ、緊急治療等（現場活動）
- (3) 被災地内での患者搬送及び搬送中の診療等（域内搬送）
- (4) 被災地内の災害拠点病院でのトリアージ、診療等（病院支援）
- (5) 被災地内での対応が困難な重症患者の被災地外への搬送のためのトリア

- ージ及び搬送中の診療等並びに広域搬送拠点臨時医療施設（Staging Care Unit, SCU）（以下「SCU」という。）における活動（広域医療搬送）
- (6) 新興感染症に係る患者の入院調整やクラスターが発生した介護施設等の感染防御や業務継続の支援等（入院調整・介護施設等支援）
- 2 神奈川DMATは、活動に必要な通信手段、移動手段、医薬品のほか医療用資機材、生活手段等については、自ら確保するものとする。
- 3 神奈川DMATの運用に必要な事項は別に定める。

（安全の確保）

第4条 神奈川DMATは、前条第1項に掲げる活動を行う場合、自ら安全の確認及び確保を行い、事故若しくは二次災害の防止に努めなければならない。

（編成）

第5条 神奈川DMATは、医師、看護師、業務調整員からなる1チーム5人編成を基本とする。

（指定病院の要件）

第6条 神奈川DMAT指定病院（以下「指定病院」という。）の要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 医療機関として神奈川DMATを派遣する意志を持つこと。
- (2) 神奈川DMATの活動に必要な人員、装備を持つこと。

なお、人員については「神奈川DMAT運用計画」第4の1で指定する研修を受講済みであること、また、装備については同第4の3で定めるものとする。

- 2 指定病院は、神奈川DMATを被災地に派遣できるように体制を整備するものとする。

（指定病院の申出）

第7条 前条の要件を満たした指定病院の指定を受けようとする病院は、第1号様式により関係書類を添付のうえ、知事へ提出するものとする。

（指定病院の指定）

第8条 知事は、前項の規定により指定病院の申出があったときは、当該病院が要件を満たしていることを確認のうえ、第2号様式により指定することができる。

- 2 神奈川県知事（以下「知事」という。）は、指定病院との間に神奈川DM

A Tの派遣等に係る協定を締結する。

- 3 知事は、指定病院自らの意思及び人員、物資、実働訓練他研修等の参加状況から継続的、実質的なDMA Tの派遣が不可能と判断される場合は、神奈川県DMA T連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）に諮った後、知事の判断によって指定病院の指定を解除することができる。

（派遣要請等）

第9条 被災した市町村の災害対策本部、被災した都道府県及び被災した都道府県の災害対策本部等は、神奈川県DMA Tの派遣が必要と判断した場合には、知事にその旨を要請する。

- 2 知事は、前項により被災した市町村の災害対策本部等から派遣要請を受けた場合は、第10条の基準に基づいて指定病院等に対して神奈川県DMA Tの派遣を要請する。
- 3 指定病院の長は、知事から派遣要請を受け、神奈川県DMA Tの派遣が可能と判断した場合、速やかに神奈川県DMA Tを派遣する。
- 4 前項の規定にかかわらず、突発的事態の発生等により、緊急を要するため時間的余裕がなく知事へ神奈川県DMA Tの派遣要請ができない場合、県内の市町村長又は救助機関の長は、直接指定病院等に対して神奈川県DMA Tの派遣を要請することができる。なお、この場合には、知事は指定病院等の長からの事後報告を受ける。
- 5 前項において、市町村長又は救助機関の長から直接派遣要請を受け、被災状況にかかる情報等から派遣の必要があると判断した場合には、指定病院等の長は神奈川県DMA Tを派遣するとともに、速やかに知事へ報告しなければならない。
- 6 被災した市町村長等からの要請がない場合でも、知事は、神奈川県DMA Tを派遣し対応することが効果的であると判断した場合には、指定病院に対して神奈川県DMA Tの派遣を要請することができる。
- 7 指定病院の長は、知事からの派遣要請に対し、災害時医療対応のため派遣が困難である等やむを得ない場合を除き、これを拒むことはできない。
- 8 前項において、当該指定病院の長は、理由を記した文書により速やかに知事に報告するものとする。
- 9 知事は、関係機関等と調整のうえ神奈川県DMA Tの想定される業務等に係る情報を速やかに指定病院等に提供する。

（派遣要請基準）

第10条 指定病院に対する派遣要請は、傷病者が20人以上発生又は発生が見

込まれる災害で次の各号に掲げる基準によるものとする。

- (1) 被災市町村長等から神奈川DMA Tの派遣要請があり、神奈川DMA Tを派遣することが適切であると知事が判断した場合とする。
 - (2) 発生した災害に対し、神奈川DMA Tを派遣することが適切であると知事が判断した場合とする。
- 2 他の都道府県への派遣にあつては、被災都道府県知事等からの派遣要請があり、かつ神奈川DMA Tを派遣することが適切であると知事が判断した場合とする。

(待機要請等)

第11条 知事は、災害の発生等により医療支援が必要となる可能性がある場合、指定病院に対して神奈川DMA T派遣のための待機を要請する。

- 2 待機要請を受けた指定病院の長は、所属する神奈川DMA Tに対して待機を指示するものとする。

(広域医療搬送拠点臨時医療施設（SCU (Staging Care Unit)) の設置)

第12条 知事は、広域医療搬送が必要と判断した場合、関係省庁と連携して、SCUを設置するとともに、広域医療搬送に係る連絡調整のためのSCU指揮所を設置する。

(費用の支弁)

第13条 神奈川DMA Tの派遣に要した費用は、原則として、県と神奈川DMA Tを派遣した神奈川DMA T指定医療機関との事前の協定に基づいて支弁されるものとする。

- 2 県の要請によらない神奈川DMA Tの派遣については、費用は原則として支弁しないものとする。

(研修)

第14条 知事は、神奈川DMA Tの資質向上を図る研修、訓練等の企画及び実施に努める。

- 2 指定病院は、神奈川DMA Tの技術の向上等を図るため、編成した神奈川DMA Tの研修及び訓練の参加、協力等に努める。

(連絡協議会)

第15条 知事は、連絡協議会を設置し、神奈川DMA Tの運用、活動の検証及び研修のあり方等について検討協議する。

2 連絡協議会の設置に必要な事項は別に定める。

(日本赤十字社神奈川県支部)

第16条 日本赤十字社神奈川県支部（以下「日赤県支部」という。）は、知事からDMA Tの派遣要請があった場合、設置する病院から神奈川DMA Tを編成し、派遣するものとする。

2 この要綱の規定を日赤県支部が編成する神奈川DMA Tに適用する場合、指定病院を日赤県支部と読み替えるものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるものの他、神奈川DMA Tの編成及び運営等に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この要綱は、平成18年8月21日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年3月16日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年3月24日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年10月13日から適用する。